

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、**令和8年5月29日「健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立**しましたので、この法律の内容と医療保険制度改革について説明します。

今回の医療保険制度改革のポイント

*厚生労働省ホームページから抜粋

1. 基本の考え方

将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じて、医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上させる観点から、給付と負担の見直しを行うものです。

2. 主な改正内容

(1) 日常的な医療に用いる医薬品の保険給付の見直し

保険を使って医療用医薬品の処方を受ける場合と保険を使わずOTC(市販薬)類似薬で対応する場合の公平性を踏まえ、OTC類似薬でも代替可能な医薬品の保険給付の範囲を見直します。

(2) 長期に治療が必要な方のセーフティーネット機能の強化

高額療養費の月単位の自己負担は、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて負担していただきますが、医療費の自己負担に新たに年間上限を設け、治療にいくらかかるかわからないという不安に対応し、長期にわたり治療が必要な方のセーフティーネットとしての機能を強化します。

(3) 後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映

後期高齢者医療制度において、上場株式の配当等の金融所得を、確定申告をするかしないかの選択にかかわらず窓口負担や保険料負担に勘案することで、不公平を解消します

(4) 妊婦・出産に対する支援の強化

妊婦・出産にかかる費用の見える化をさらに進め、出産の標準的な費用(手術などが必要に

なった場合の追加負担や希望により選択するサービスを除く。)に自己負担がかからないようにするなど、妊婦健診や出産の経済的負担の軽減を進め、安心して出産できる環境を整えます。

〇改正の具体的内容

1. OTC類似薬の薬剤給付の見直し

保険を使って医療用医薬品の処方を受ける場合と保険を使わずOTC類似薬で対応する場合の公平性を踏まえ、日常的な医療に用いるOTC類似薬でも代替可能な医薬品の保険給付の範囲を見直しました。

具体的には、鼻炎、胃痛、痛み止め、肩こり、風邪症状などの日常的な医療に用いる医療用医薬品の一部について、別途の負担(薬剤料の4分の1)がかかることになりました。

なお、こどもやがん患者・難病患者などには、特別の料金について配慮措置が検討されています。

2. 高額療養費制度の見直し

① 自己負担上限額の引き上げ

政府の方針により、所得に応じた1ヶ月あたり自己負担上限額が引き上げられます。

例えば、70歳未満で年収約370万円～510万円の方の場合、現行の月額上限額は約8万100円ですが、令和8年8月からは8万5800円に変更されます。さらに、令和9年8月には所得区分が細分化され、年収510万円～650万円の層では9万8100円となる予定です。これにより、これまでと同等の治療を受けていても窓口での支払額が増加するリスクがあります。

② 長期療養者を守る「多数回該当」の据え置きと「年間上限」の新設

負担増の側面がある一方で、継続的な治療が必要な患者を守る仕組みも整備されます。

第一に「多数回該当」の据え置きです。直近12ヶ月間で高額療養費の対象となった月が3

回以上である場合、4回目以降の上限額が下がる仕組みは現行のまま維持されます。

第二に、新たに「年間上限」が導入されます。

先ほどの年収370万円～510万円の層を例に挙げると、年間の負担上限が53万円に設定されます。月ごとの医療費が上限に届かなくても、1年間の累計額が53万円に達した後はそれ以上の窓口負担が不要になります。

3. 後期高齢者医療制度における金融所得の取扱い

上場株式の配当等の金融所得がある方は、確定申告の有無によって窓口負担割合や保険料が変わる場合があります。特に、後期高齢者医療制度の窓口負担は所得に応じて1～3割負担になっており、こうした不公平の解消が必要です(非課税のNISAは対象外です)。

対象となる金融所得は、金融機関等が提出する法定調書を活用して把握しますので、個人の事務負担等が増えることはありません。

4. 妊婦・出産に対する支援の強化

①費用の見える化の徹底

- ・退院の日まで自分がいくら払うのか分からない
- ・必要ないサービスを含め、全部込みの金額が提示された

⇒以上の不安等に対して、産科医療機関等で提供されるサービスの内容や費用の見える化を徹底します。

②実効性のある負担軽減

- ・毎回の妊婦健診の費用負担が重荷である
- ・出産費用が年々上昇し、一時金があっても妊婦の負担が増加している

⇒以上の不安に対して、

[妊婦健診について]

- ・「望ましい基準(国が定める14回程度の健診内容)」内の健診の標準額を設定し、経済的負担を軽減します。

[出産について]

- ・地域の周産期医療の体制を確保しながら、標準的な出産費用(手術などが必要になった場合の追加負担や、希望により選択するサービスを除く。)の自己負担実質無償化に向けた対応を進めます。



「健康寿命とは？」



心身ともに自立して健康的に生活できている期間の平均のことです。世界保健機関(WHO)が健康指標として提唱しています。

日本は2022年時点で男性が72.57歳、女性が75.45歳と推計されています。この時の平均寿命は男性が81.05歳、女性が87.09歳です。健康寿命との差はそれぞれ8.48年、11.64年です。この期間は不健康な状態ということです。

例えば、周囲の手助けがなければ移動や食事が難しかったり、病気で寝たきりになったりして、介護サービスや医療に頼っている状態です。

国の22年の調査によると、要介護状態になる原因のトップは認知症で、脳卒中、骨折・転倒が続きました。介護や医療を受ける期間が長くなると本人や社会全体の費用負担が増えることになります。

健康寿命を延ばすには、生活習慣の改善や運動、食事の三つがポイントです。

9月の税務と労務

- ・国税／8月分源泉所得税の納付 9月10日
- ・国税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、1月決算法人の中間申告 9月30日
- ・国税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 9月30日

10月の税務と労務

- ・国税／9月分源泉所得税の納付 10月13日
- ・国税／8月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月2日
- ・国税／2月決算法人の中間申告 11月2日
- ・国税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月2日
- ・地方税／個人の道府県民及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 11月2日
- ・労務／労災の年金受給者の定期報告 11月2日
- ・労務／労働保険料第2期分の納付 11月2日